

一般社団法人高知県作業療法士会

賛助会員規程

(賛助会員)

第1条 一般社団法人高知県作業療法士会定款第6条第2項及び第7条第2項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人または法人(団体)は、施行規則別記第2号様式の入会申し込み書を会長に提出し、理事会の承認を得て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第2条 賛助会員を個人会員、法人(団体)会員に区分し、会費を次のとおりとする。

1口 2,000円

個人会員 1口以上

法人会員 5口以上

2 会費の納入は原則として、当概年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員である個人及び法人(団体)は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から、指導、助言を受けることができる。
- (2) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、展示空間を無償で利用することができる。
- (3) 本会が発行する冊子に広告を掲載する場合は5割引にて掲載することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

1. この規程は、平成22年3月 3日から施行する。
2. この規程は、平成25年4月24日から一部改正により施行する。

(別紙)

「広告料一覧」

平成25年4月24日現在

会報誌広告料 (当該冊子)

サイズ	一般	賛助会員
1 / 8 頁	5,000 円	2,500 円

学会誌広告料 (当該冊子)

サイズ	一般	賛助会員
1 頁	40,000 円	20,000 円
1 / 2 頁	20,000 円	10,000 円
1 / 4 頁	10,000 円	5,000 円